

01 警察庁 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	010010	プロジェクト名	デジタルダーツ関係の法人設立とデジタルダーツ大会の開催、運営、選手の健全化育成	
要望事項 (事項名)	デジタルダーツ機を風営法 8 号機からの除外適用	都道府県	熊本県	
		提案事項管理番号	1008010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第一章第二条第 8 号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）

求める措置の具体的内容	自動集計機能および結果表示モニター付きデジタルダーツ機を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第一章第二条第 8 号から適用除外すること
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>トーナメント大会、リーグ戦など、プロ選手、アマチュア選手を含めた大会の運営、プロ選手、青少年選手の育成等を行う。そのため、社団法人設立予定であり、設立後は同法人が執り行っていく。大会運営に関する運営費は登録選手、チーム等より徴収、及び、協賛企業よりの寄付で行う。同法人は運営に徹し、会場の手配から表彰等全般的に行う。また、各大会にはスポンサーを取得し、スポンサーより賞金、賞品等の贈呈を行っていく。現在は風営法 8 号機に該当するため、大会の際、スポンサーよりの賞金や賞品の授与は叶わず、ゴルフやボウリングの様なプロトーナメントツアー等の実施ができない状態である。さらに、風営法に関する都道府県条例により、18 歳未満の青少年が立ち入ることが出来る時間の制約があり、保護者または指導者と共に夜間練習等も実施できない状態でもある。そこで、風営法適用除外を実施することにより、プロ選手の育成、大会の実施、青少年の健全育成が行うことができる。風営法による規制適用除外に伴う諸般の問題点。1) 射幸心をあおる恐れ：手動による非連動型モニター表示と同等であり、特に問題ないと考えられる。2) 深夜酒類提供飲食店や風営法 8 号営業店舗に設置されている場合：デジタルダーツ機を風営法適用除外したとしても、風営法許可営業であるため、風営法を適用除外しても問題は生じないと考えられる。</p>

01 警察庁 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	010020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	「地域社会の福祉に貢献する」21世紀のぱちんこビジネスモデル。ぱちんこ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所を設置」(自然でシンプルな方式)	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1037010	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

求める措置の具体的内容
<p>ぱちんこ営業店による社会貢献活動の推進。ぱちんこ営業店内にぱちんこ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単便利で解りやすく、安心安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>警察庁の犯罪統計により、少人数で多額の現金を扱う無防備な「ぱちんこ景品買取所」に対する凶悪犯罪が無ならない現実を鑑み(平成24年次、認知事件数9件)、改めてご提案をさせていただきます。これらの凶悪犯罪を完全に無くすことにより、日本で生まれ大衆娯楽に発展したぱちんこを世界中で遊技して頂くためにも、新しい賞品交換システムモデルが必要であります。具体的にはセキュリティがしっかりした設備のあるぱちんこ営業店内で「貸玉・貸メダル」の買戻しを行い、遊技の結果に応じて換金を希望するお客様に対し、ぱちんこ営業店が風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則に定められた「貸玉・貸メダル」と同等金額で、ぱちんこ営業店内で運営する第三者(社会福祉団体・NPO)等が買戻すことが出来るシステムです。このシステムの採用により、文献によるところの、不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる賞品交換システムによる不必要な経費や弊害を無くすことにより、社会貢献を目的としたぱちんこ産業の地元への直接納税(社会福祉目的税の新設)を行うことができます。つまりぱちんこを今以上にシンプルで明るく健全で社会貢献出来る娯楽産業にする事が可能になります。その結果世界中の人々に「健全なぱちんこ産業」として、ぱちんこの楽しさ素晴らしさを認めて頂く機会が増えるとともに、ぱちんこ産業が、カラオケ、漫画、ゲーム、アニメ等のように、初めて世界中に輸出できる体制となる為、新たなビジネスモデルとしてのぱちんこレジャーが、輸出国での大衆娯楽として、地元への社会貢献が出来るのであります。</p>

01 警察庁 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	010030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	世界に認められる、21世紀のぱちんこビジネスモデル。ぱちんこ営業店が遊技客に貸出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1037020	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

求める措置の具体的内容
<p>「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダル一枚につき20円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円（現行の25%UP）、メダル一枚につき25円（現行の25%UP）を超えないことに改定する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>現在の社会情勢を鑑み、再度ご提案させていただきます。ぱちんこの貸玉金額は昭和53年（1978年）に「玉1個につき3円から、玉1個につき4円を超えないことに改定されてから実に35年以上も見直しがなされておらず、ぱちんこファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそもぱちんこ営業は法律により担保された遊技機により営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、適度な射幸性を保った最大の大衆娯楽産業であります。地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル料金」から、貸玉にあっては玉1個につき5円、貸メダルにあってはメダル1枚につき25円を超えない金額の範囲内より、お客様の選択により遊技を行うことが、時代に適した遊技方法であるため、再度提案をさせていただきます。成熟社会である現在にあっては個々の責任と意志を尊重し、たとえ貸玉金額の上限を改定したところで遊技機にはなんら影響はなく、ただちに当局が考える著しく射幸心をそそるおそれが生じる営業とは必ずしも判断されることは全くないと考えられるからであります。例えば昭和20年10月に最初の宝くじが発売されて以来、1等賞金が昭和22年には100万円だったものが、平成8年には1億円、平成11年には前後賞あわせて3億円、平成25年には前後賞あわせて7億円の宝くじが発売されます。またBIG（サッカーくじ）に至っては最高当せん金額が10億円であることから、国民の大衆娯楽であるパチンコだけが過剰な規制を受けているといわざるを得ないのであります。</p>

01 警察庁 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	010040	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	ぱちんこ営業店における賞品最高 限度額の引上げを認める。	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1037030	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

求める措置の具体的内容
ぱちんこ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度に関する基準を3万円を超えないこととする。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>現在ぱちんこ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3千円から1万円まで引き上げられた後、20年以上が経過しており、今日に至るまでその妥当性の検証がなされておらず、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足のいく賞品を提供しているとは言い難く、上限を3万円に引上げることにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えその物品の上限を3万円に上げたとしても遊技機になんら影響はなく、著しく射幸心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を3個獲得する場合と、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の成熟した社会にあっては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品3個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、(例えば3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合)それだけでは著しく射幸心をそそられるとは決して言えないのであります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により担保された遊技機を設置し営業を行っているぱちんこ営業店は、適度な射幸性を保った健全な娯楽産業なのであり、例え賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、「著しく射幸性をそそる行為」には何ら抵触することは無いと思われれます。</p>

01 警察庁 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	010050	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	ぱちんこ営業店における賞品として、地域振興券の提供を認める	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1037040	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

求める措置の具体的内容
ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて、地元商店街を応援する為に、地域を限定した商工会及びそれに準ずる団体が発行する地域振興券を賞品として提供することが出来る。
具体的事業の実施内容・提案理由
ぱちんこ産業が日本（地域社会）の経済回復に貢献する。全国各地の地域商店街では、大型店（スーパー）の進出、消費ニーズの多様化、後継者難などに加え地域間競争が激化する等、商業環境が悪化する一方の為に、その経営がますます厳しくなっています。これら低迷する商店街の活性化対策の一つとして、改めて地域振興券の持つ個人の消費意欲を喚起する即効性が期待されています。ぱちんこ営業店がある地域にとって経済発展の中核をなすような地域通貨もしくは地域振興券を賞品として提供することにより、地域経済の発展に大いに貢献できると考えられるのであります。

01 警察庁 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	010060	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	ぱちんこ営業店における賞品として、宝くじの提供を認める	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1037050	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

求める措置の具体的内容
ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて、宝くじを賞品として提供することが出来る。
具体的事業の実施内容・提案理由
日本で生まれ大衆娯楽に発展したぱちんこは、戦後より実は大勢のファンの支持を得て現在に至っています。「ぱちんこ営業店」が賞品に宝くじを提供することにより、遊技客に夢を与え、また宝くじを仕入れることにより、当せん金付証票法上の宝くじ収益金増加が見込まれ、その収益金が公共事業等に使われることにより社会貢献を行う娯楽産業に発展する事が可能になります。

01 警察庁 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	010070	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	風営法の規制対象業種に対する営業規制の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1046010	
提案主体名	株式会社国際カジノ研究所			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

求める措置の具体的内容
<p>風営法が第十三条第一項で定めている「風俗営業者は、午前零時（中略）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない」とする深夜営業の禁止規定を撤廃。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>現在、風営法が第十三条第一項で定める「風俗営業者は、午前零時（中略）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない」とする規定を撤廃し、消費者による経済活動の活性化および、規制緩和による新たな投資誘引とその先にある街づくりを目指す。</p> <p>提案理由</p> <p>現在、風俗営業種に課された深夜営業の禁止は、国民の夜半以降の経済活動を不要に制限しているのみならず、風俗営業を営む事業者の収益性を著しく低下させている。同時に本規制は風俗営業種における投資回収率の低下を招いており、同産業への新規参入や設備投資の機会を著しく阻害している。また夜の娯楽産業の活性化はタクシー業界や観光業界、風俗営業種以外の飲食業界、酒販業界など周辺産業に対して経済波及をもたらす。</p> <p>一方、風俗営業の深夜営業を禁ずる現在の規制は、国民のライフスタイルの変化によって、その正当性をほぼ失なっている。近年では、各地方自治体においても「夜の賑わい創出」が観光振興や街づくりの観点から大きな課題となっており、むしろ夜の経済活動を積極的に推進しようとする政策は国、地方共に多く見られる。</p> <p>代替措置</p> <p>同条第二項の「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる」の規定は残し、地域の事情に合わせて地方自治体が風俗営業の営業時間規制を弾力的に運用可能なものとする。厳格運用と摘発強化が進む風俗行政を鑑み、近年、法の見直しを求める請願等を採択する地方議会が増加し続けている。そのような地域の声、制度に反映されるように求めるのが本改革提案の趣旨である。</p>

01 警察庁 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	010080	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験における実施基準の緩和 (保安要員配置要件の緩和)	都道府県	茨城県	
		提案事項管理番号	1015010	
提案主体名	つくば市・ロボット特区実証実験推進協議会(トヨタ自動車・日立製作所・セグウェイジャパン・産業技術総合研究所・三井不動産・東急電鉄・アイシン精機・東京急行電鉄など30機関で構成する団体)			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	道路交通法

求める措置の具体的内容
<p>搭乗型移動支援ロボットの公道実験を行うに当たっては、保安要員の配置が義務とされている。平成21年につくば市が提案をした「搭乗型移動支援ロボットの公道実証試験特区」の当初の目的は、保安要員の配置無しでの実社会における実証実験が目的であったが、実施要件の協議により保安要員の配置が義務化された。その条件のもと、平成23年6月から約2年半、約9,000kmを超える公道実験を行ってきた。一定のロボットについては十分な安全性を確認できたため、それらのロボットの試験中は保安要員の配置要件を緩和いただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実験において、一定機種のロボットについて十分な安全性が確認できたため(事故や特段のヒヤリハット、ロボット自体の故障・不具合なし)。また特区エリア内においての走行リスク・危険箇所は把握できており、安全な運用が可能のため。 ・長期間の実験で、つくば市では実験の認知度が上がり、ロボットの混在走行について市民・周囲の通行者の受用性が極めて高くなっている。 ・今後、実施予定の搭乗型ロボットを活用したまちづくり社会実験(シェアリング実験等)のために、保安要員なしでの実証実験が必要なため。シェアリング実験の想定規模ロボット50台、参加市民200人程度。 <p>【代替措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特区内で十分な走行実験実績がある一定機種のロボットに限る(公道走行距離1,000km、搭乗被験者100名等) ・保安要員なしで搭乗する者は、市及びロボット特区実証実験推進協議会が責任をもって十分な搭乗トレーニングと安全のための遵守事項の教育を行い、ライセンスを付与する。安全に関するルールを逸脱した者からはライセンスを剥奪し、実験には参加させない。 ・走行エリア内の歩道において、どの場所にどのようなリスクがあるかをまとめたりス

クマップを作成し、トレーニング時には実験参加者とともに現地を走行しリスクの確認を行うトレーニングシステムを構築する（仮免許時の公道走行訓練のイメージ）。

- ・事故などがおきたときにすぐに実験責任者へ連絡ができるよう、実験参加者には緊急連絡先を教え、携帯電話の保持を義務化する。またロボットにも緊急連絡先を記載したプレート等を取り付け、搭乗者以外も連絡できるようにする。

01 警察庁 構造改革特区第24次 検討要請

管理コード	010090	プロジェクト名	次世代二次交通対策事業	
要望事項 (事項名)	電動式の乗合小型車両（ゴルフカー又はゴルフカート）の次世代二次交通対策事業	都道府県	石川県	
		提案事項管理番号	1042010	
提案主体名	輪島商工会議所			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 国土交通省
該当法令等	道路運送車両法第3条並びに道路運送車両法施行規則第2条 ・国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車への追加 道路運送車両法第41条 ・道路運送車両の保安基準の緩和 道路交通法施行令第22条第1項

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>電動式の小型車両（ゴルフカー又はゴルフカート）のナンバーを取得したい。 当該車両は小型特殊自動車の規格を満たしていることから、道路運送車両法第3条の中における小型特殊自動車「ーイ」の分類として位置付けして頂きたい。ただし、</p> <p>①乗車定員について、当該車両は5人乗りに緩和して頂きたい。 ②車枠について、高齢者等が簡易に乗り降りできる構造が必要なため緩和して頂きたい。 ③計器類の設置について、当該車両は走行速度を時速15km以上出ないように設定することが出来るため、緩和をして頂きたい。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>電動式の小型車両（ゴルフカー又はゴルフカート）が公道を走ることができるよう、「小型特殊自動車」としてナンバーの取得を行いたい。 現状、当該車両（別添「事業内容書」別紙1参照）は道路運送車両法第3条においてどの分類にも属していないが、小型特殊自動車の規格を満たしていることから、道路運送車両法第3条の中における小型特殊自動車「ーイ」の分類で国土交通大臣の指定する構造を有する自動車として位置づけ、ナンバーの取得を行いたい。また、以下の3点について規制緩和を要望する。</p> <p>①小型特殊自動車の乗車定員については、道路交通法施行令第22条において、1名ないし2名と定まっているが、当該車両は5人乗りであり、その設備がなされている事、また走行スピードを時速15km以上出ないように設定することが出来ること、今後の輪</p>

島市での走行ルートは山道ではなく平地のみの走行であることから安全性は保たれていると考えており、規制緩和を要望する。(実際の走行速度は時速10km以下)

②道路運送車両法第3章道路運送車両の保安基準について、第41条第7号の車枠については、高齢者等の交通弱者が簡易に乗り降りできる構造が必要であることや走行ルートには起伏もなく平地が多く、乗車時間も短い事、スピードを出さない事から車枠の規則の免除を要望する。

③車体についても、取り付け可能な保安基準対応を行うため、安全性の確保は満たしていることから規制の緩和を要望する。特に、第41条第17号計器類の設置については、走行速度を時速15kmに設定することが出来るため、安全面が確保されていると思われる。設置の緩和を要望する。